



文部科学省

令和4年度専修学校教育研究協議会

資料2

②私立学校法の改正について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係長

古屋 桃香

これまでの検討経緯①

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後5年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定**により、不祥事防止のより実効性ある措置や、社会福祉法人・公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。
- これまで「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ねた結果、理事に対する監督・けん制を重視し、評議員会を最高監督・議決機関に改めるなどの提言を得た一方で、**私学関係者から強い懸念**も寄せられた。これらの状況を踏まえ、本年1月より、「学校法人制度改革特別委員会」にて**関係者の合意形成を丁寧に図るべく、改めて議論**を行い、**3月末に報告書**を取りまとめた。
- 特別委員会報告書等の内容を踏まえた「**私立学校法改正法案骨子案**」について、**意見募集**を行い、文部科学省において**5月20日に「私立学校法改正法案骨子」**を策定。

【累次の法改正等】

平成16年改正

- ・ 理事会の設置、外部役員を導入、監査報告書の制度化
- ・ 評議員会による事業計画・実績への意見など
- ・ 役員を選解任方法の寄附行為記載事項化

平成26年改正

- ・ 所轄庁による措置命令・解任勧告、報告検査など

令和元年改正

- ・ 特別利害関係理事の議決権排除、監事への報告義務
- ・ 評議員会による中期的な計画・役員報酬基準への意見
- ・ 監事による理事会の招集権、理事の行為の差止請求権
- ・ 施行後5年を目途とした施行状況の検討など

令和3年

- ・ 3月「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告
- ・ 12月「学校法人ガバナンス改革会議」報告

令和4年

- ・ 3月「学校法人制度改革特別委員会」報告
- ・ 5月「私立学校法改正法案骨子」策定

これまでの検討経緯②

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年 5月16日参議院文教科学委員会

※衆議院もほぼ同内容。

七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八 学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること**。

九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2019

（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2021

（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革^{（注）}につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するため。

有識者会議開催状況

- 学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月～令和3年3月）**
「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。
- 学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～令和3年12月）**
「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和3年12月に、制度改革に向けた改革案の全体像を取りまとめ。
- 学校法人制度改革特別委員会（令和4年1月～）**
「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」（令和3年12月21日公表）に示された検討の方向性を踏まえつつ、学校法人の沿革や多様性にも配慮し、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革を実現するため、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、丁寧な合意形成を図るため、令和4年1月より開催。令和4年3月に、「学校法人制度改革の具体的方策について」を取りまとめ。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

学校法人について、沿革や多様性に配慮しつつ、社会の要請に応え得る、実効性あるガバナンス改革の法案を、秋以降速やかに国会に提出する。

新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）（抄）

公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、令和5年通常国会において法案を提出し、必要な制度改革を行う。

目的

学校法人における円滑な業務の執行、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止・是正を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の選任及び解任の手続、理事会及び評議員会の権限及び運営等の学校法人の管理運営に関する規定を整備するとともに、特別背任罪等の罰則について定める。

基本的な考え方

- 「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立する。
- 所轄庁の違いや、規模に応じた区分を設け、学校法人の実情に対応する。その際、所要の準備期間を設けるとともに必要に応じて経過措置を定める。

主な内容

(1) 学校法人における意思決定

- 大臣所轄学校法人における学校法人の**基礎的変更**に係る事項（任意解散・合併）及び**重要な寄附行為の変更**は、理事会の決定とともに**評議員会の決議（承認）**を要する。

(2) 理事・理事会

- 理事長の選定・解職は理事会で行う。
- **理事の選任機関**として、評議員会その他の機関を寄附行為で定める。評議員会以外の機関が理事の選任を行う場合は、あらかじめ選任機関において評議員会の意見を聴くこととする。
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に**理事の解任**を当該選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に**理事の行為の差止請求・責任追及**を監事に求めたりすることができることとする。

(3) 評議員・評議員会

- **理事と評議員の兼職を禁止**し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。
- 理事・理事会により選任される評議員の数や割合に**一定の上限**を設けるとともに、評議員の定数に占める役員近親者や教職員等の割合に**一定の上限**を設ける。
- 評議員の不正行為や法令違反を、監事による所轄庁・理事会・評議員会への報告や所轄庁による解任勧告の対象に加える。

(4) 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。

(5) 会計監査

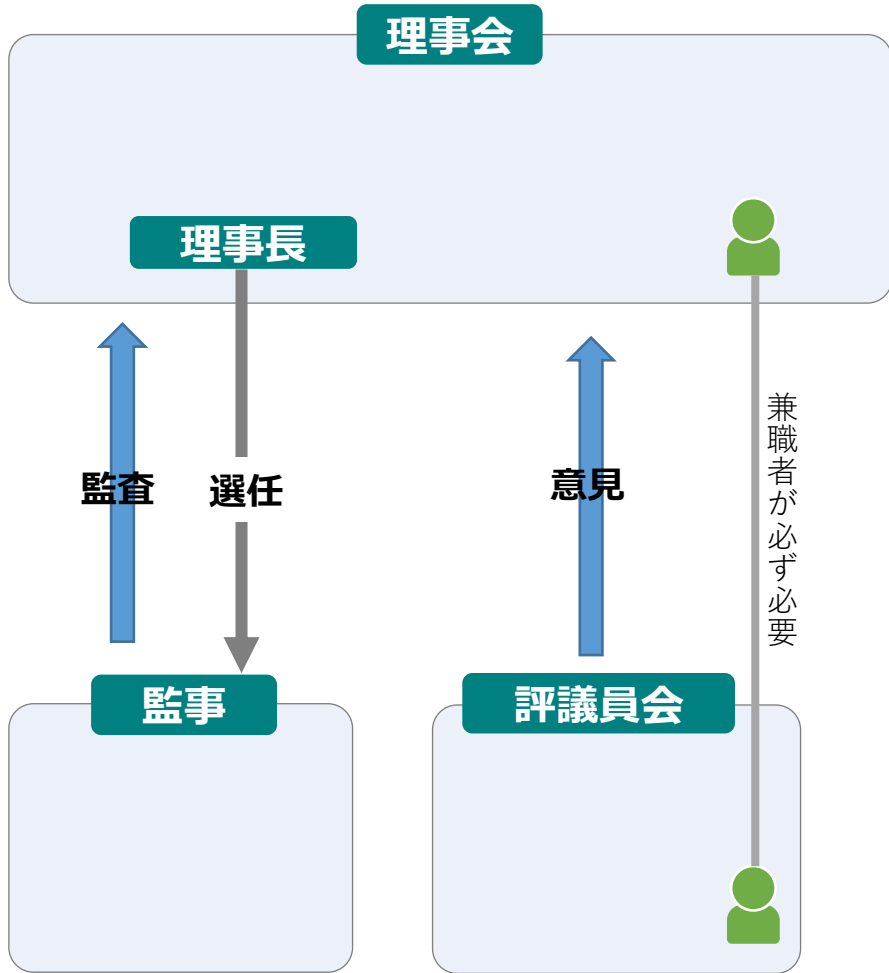
- 大臣所轄学校法人では、**会計監査人による会計監査**を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。

(6) その他

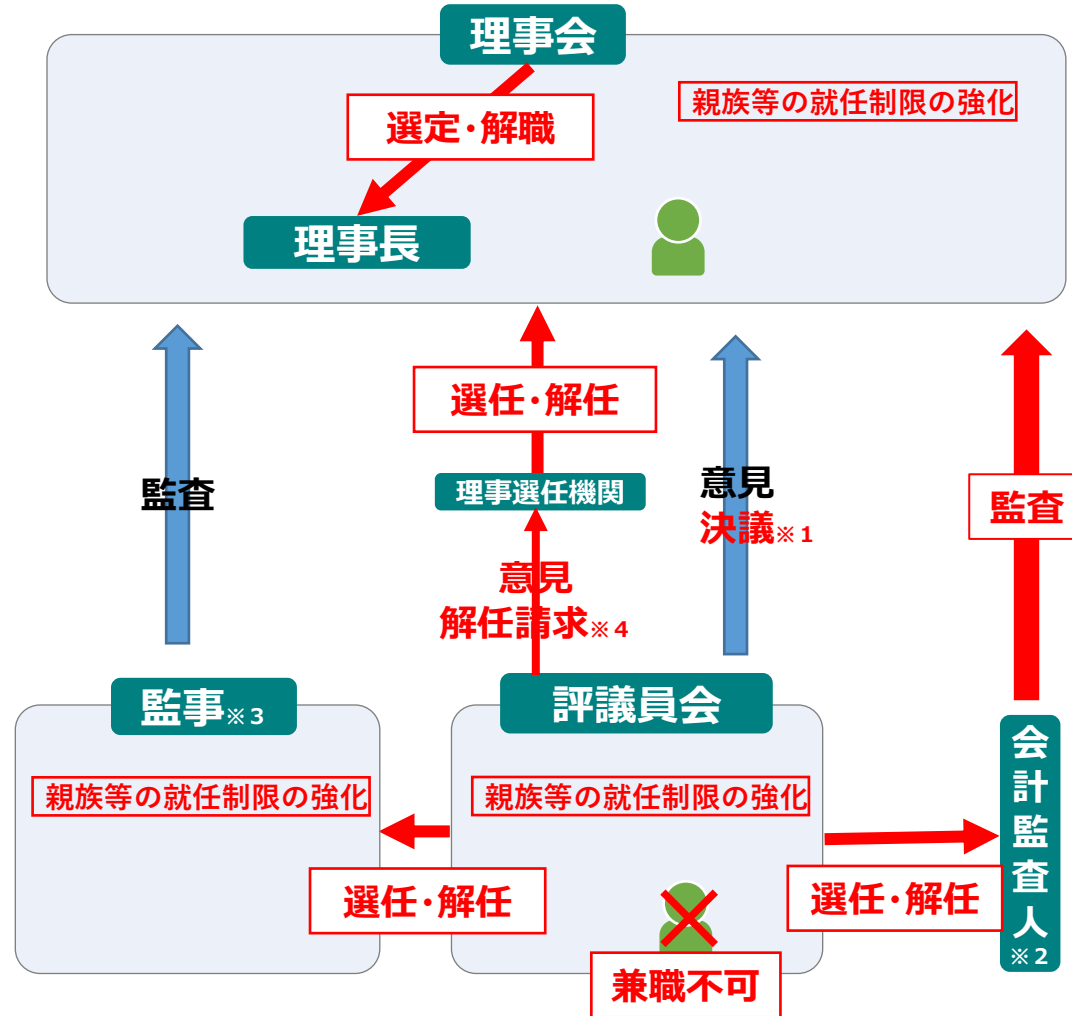
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての**刑事罰**を整備する。

学校法人の内部機関の相互関係の主な改正点

現行



改正後



- ※1 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※2 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※3 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※4 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

規模に応じた区分について

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	大臣所轄学校法人等
知事所轄学校法人	非該当	その他の学校法人

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（１）かつ（２）を満たすこととする予定

（１） 事業活動収入10億円又は負債20億円以上

（２） 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること※

※ 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	義務
	非該当	任意

【要件②】 常勤監事の設置を義務とする基準については、事業活動収入100億円又は負債200億円以上とする予定

大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
評議員構成に関する経過措置	1年間	2年間
評議員による評議員会の招集請求	1 / 10以上の評議員により可能	1 / 3以上の評議員により可能
会計監査人	設置義務	任意
計算書類等(※1)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
情報の公表	公表義務	努力義務

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告

※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準

※赤字は現行からの変更点

※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象

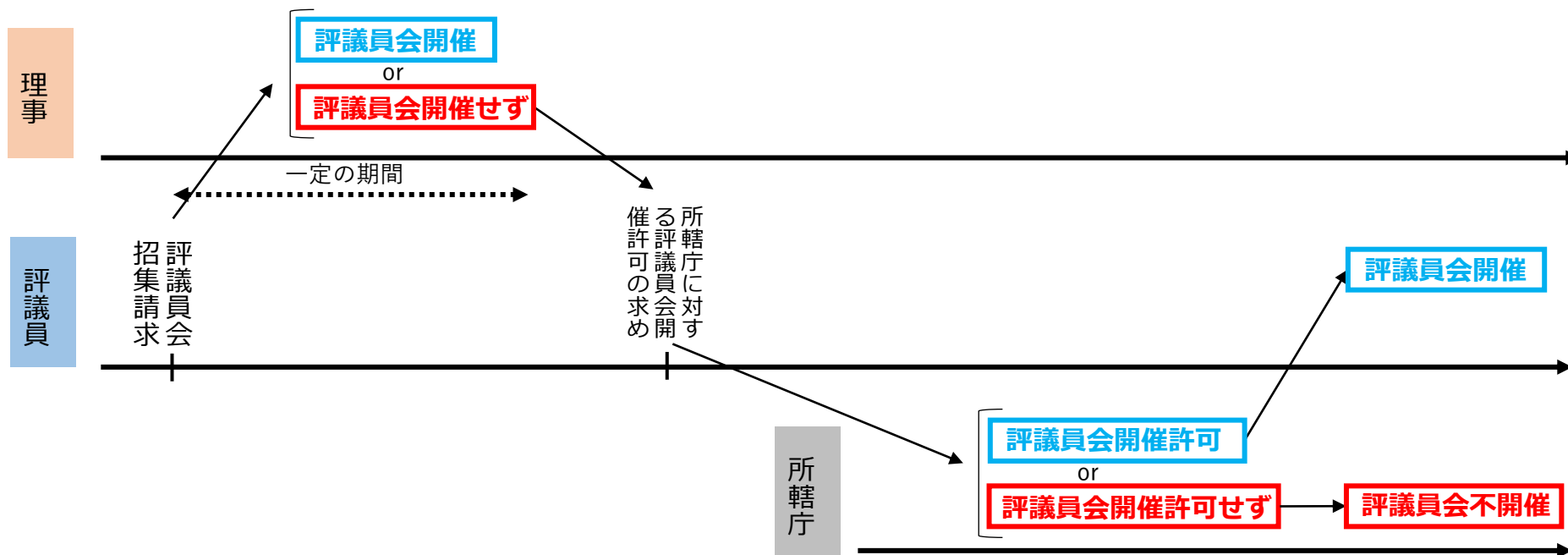
評議員による評議員会の招集請求

評議員会招集請求の要件等

- (1) 評議員の総数の $1/3$ (大臣所轄学校法人等においては $1/10$) 以上 (※) の評議員が共同して行うこと
- (2) 理事 (評議員会招集担当理事を定めている場合は当該理事) に対して行うこと
- (3) 会議の目的である事項及び招集の理由を示すこと
- (4) 評議員会招集請求をしたにもかかわらず一定の期間内に評議員会が開催されないときは、所轄庁の許可を得た場合には評議員会を招集することができる

※ これを下回る割合を寄附行為で定めることは可能

評議員会招集請求に関する具体的なプロセス (イメージ)



改正法における理事・監事・評議員の構成に関する要件

理事

- (1) 監事、評議員との兼職禁止
- (2) 設置する学校の校長を含むこと
- (3) 外部理事を含むこと
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有していないこと
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の $1/3$ を超えていないこと など

監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人に使用される者との兼職禁止
- (7) 他の監事又は2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有していないこと など

評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止
- (9) 職員を含むこと
- (10) 25歳以上の卒業生（(9)を除く）を含むこと
- (11) 他の2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有していないこと
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の $1/3$ を超えていないこと
- (13) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の $1/6$ （経過措置期間中は $1/3$ ）を超えていないこと
- (14) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の $1/2$ を超えていないこと など

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

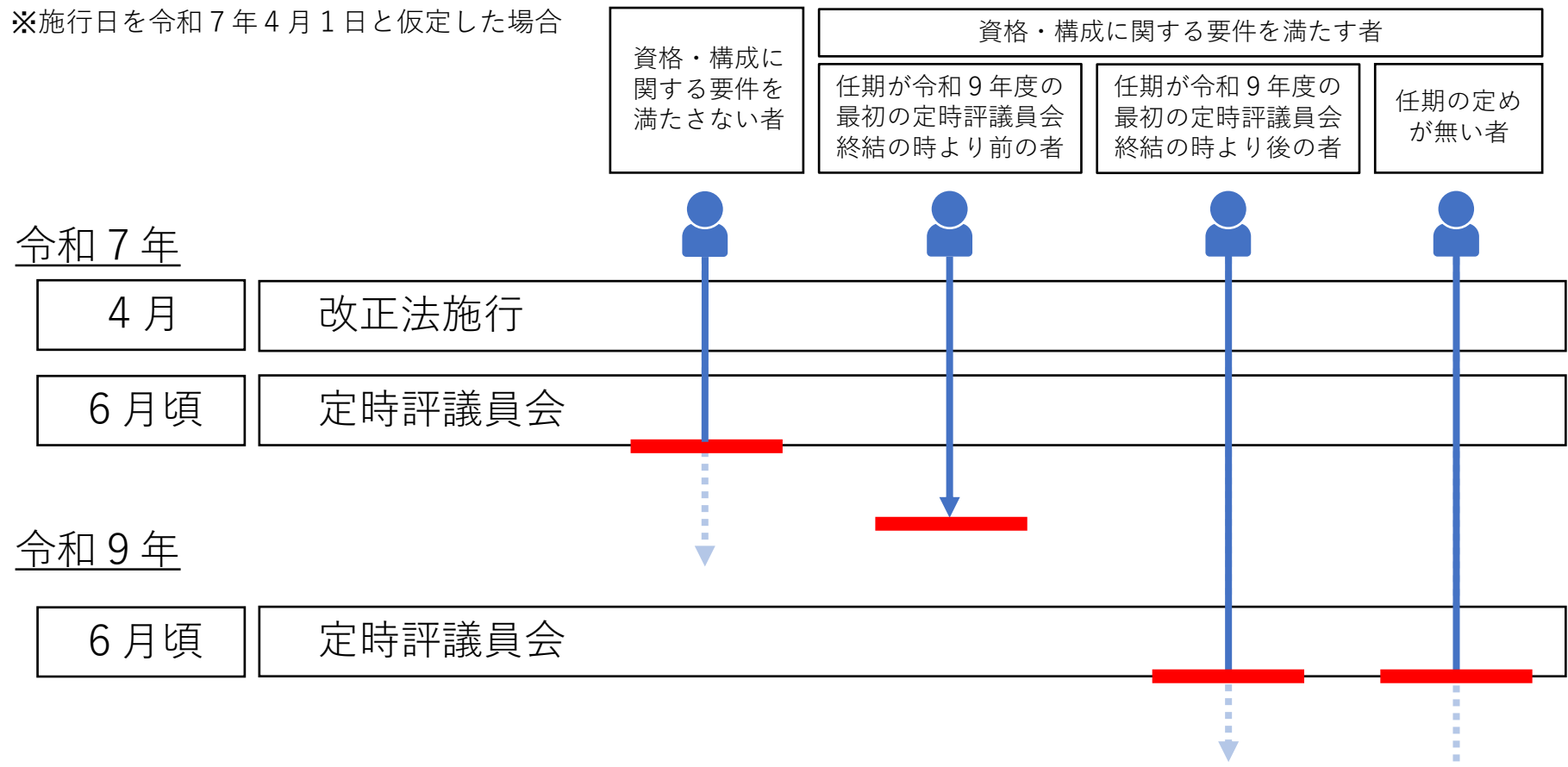
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。

※施行日を令和７年４月１日と仮定した場合



評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

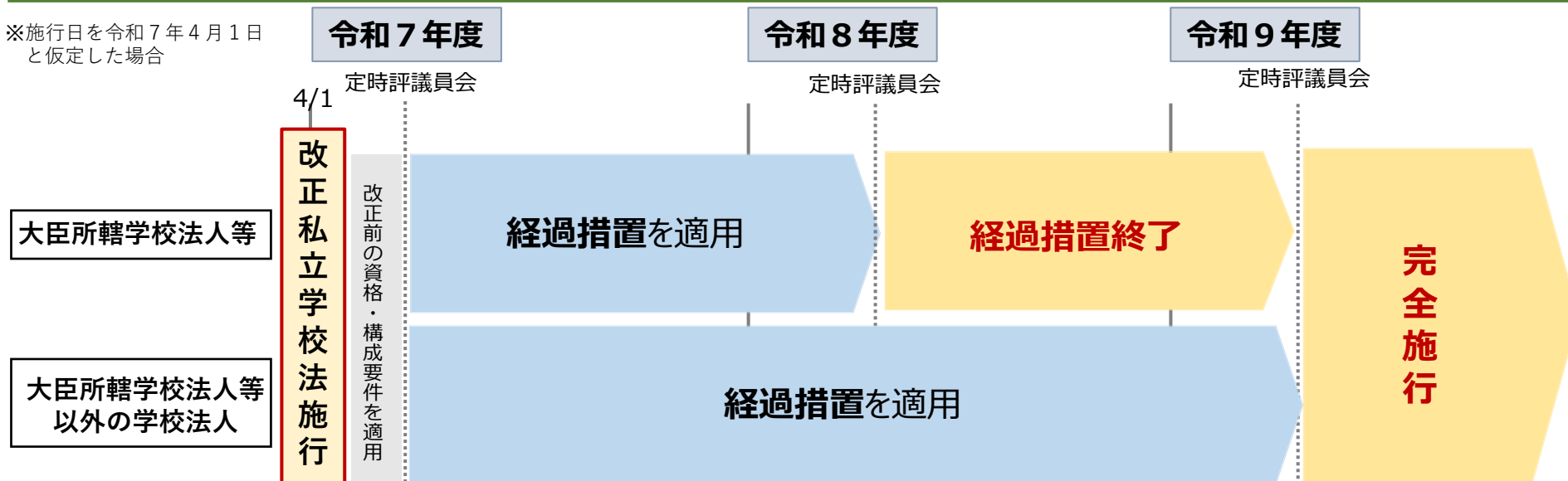
経過措置

経過措置を設定

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

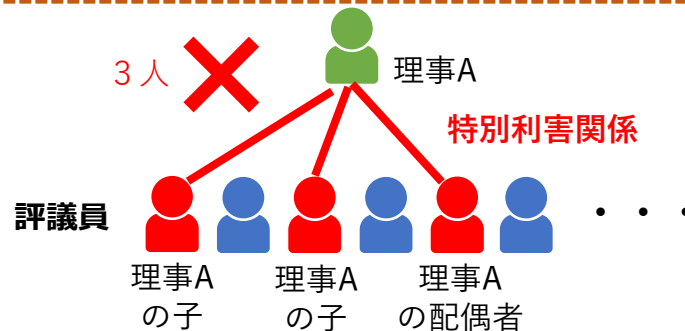
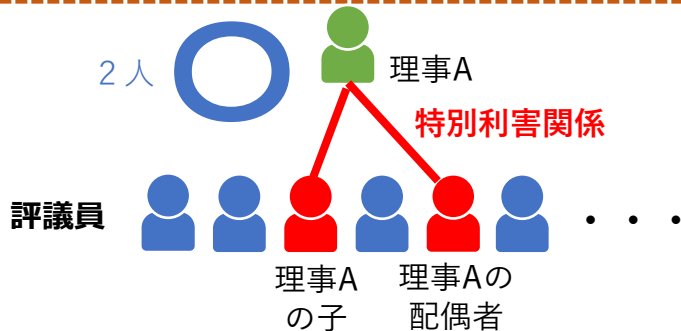
- ◆ **大臣所轄学校法人等**については、**施行後1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後2年**は当該経過措置を適用する。

※施行日を令和7年4月1日と仮定した場合



評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間中）

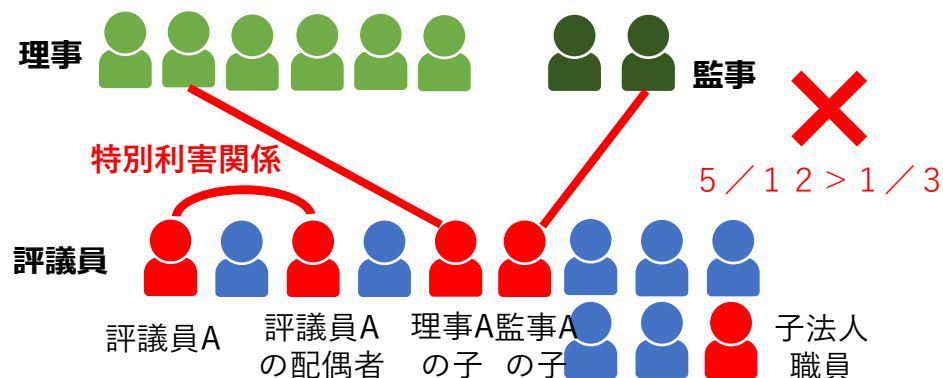
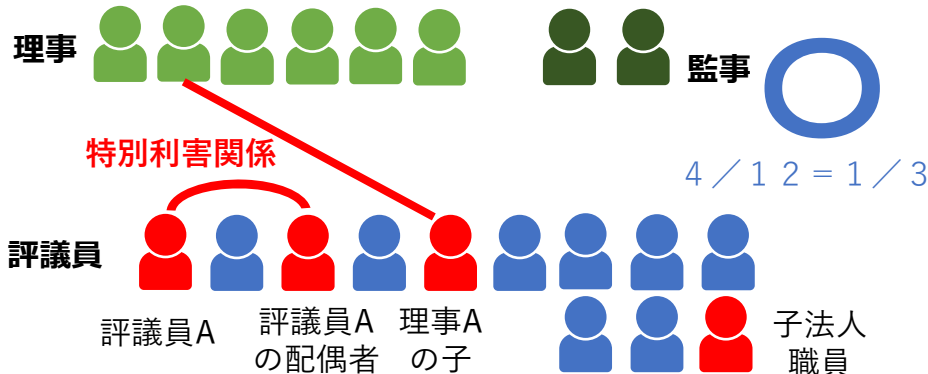
理事（監事）は、**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない

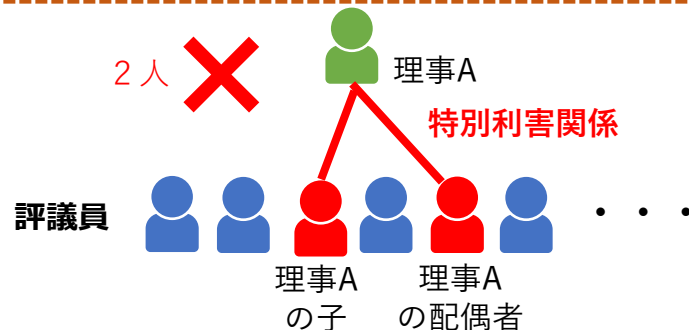


理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3**を超えてはならない

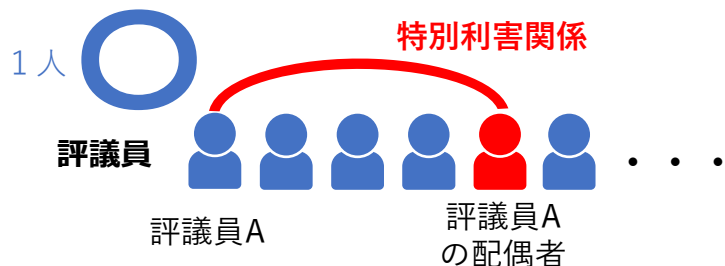


評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間後）

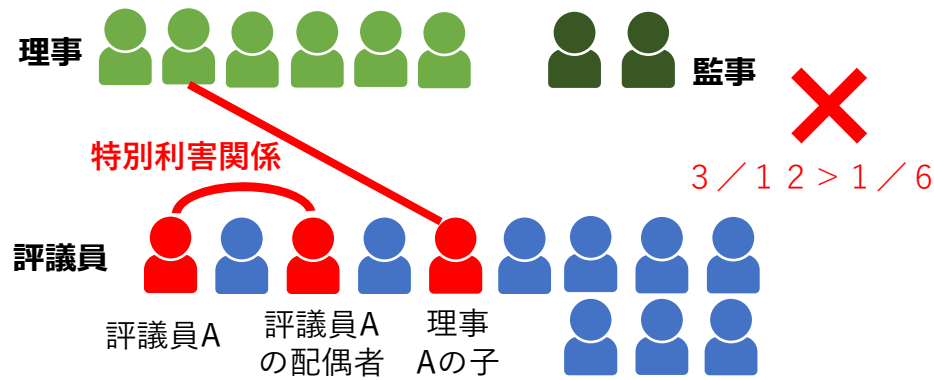
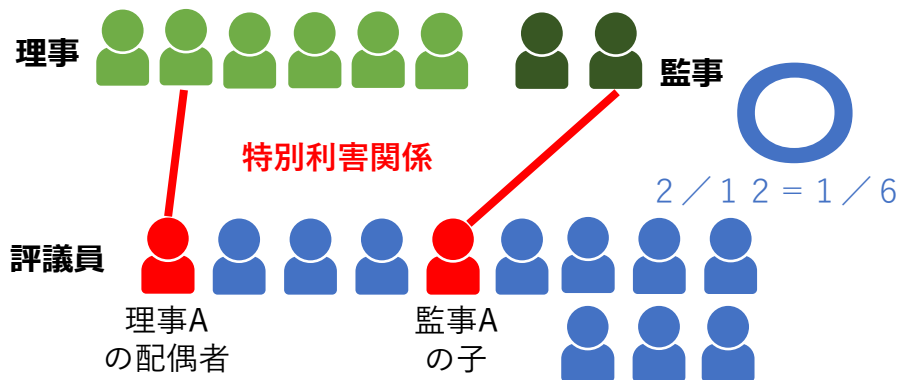
理事（監事）は、**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の $1/6$ を超えてはならない



評議員の定員移行について

現行制度

理事



(平均)	高等学校等法人	7.7人
6.7人	幼稚園法人	6.3人
	準学校法人	7.1人

評議員



(平均)	高等学校等法人	17.3人
14.6人	幼稚園法人	13.5人
	準学校法人	15.4人

兼職者 (平均)	高等学校等法人	3.0人	
	2.6人	幼稚園法人	2.3人
	準学校法人	2.7人	

改正のポイント

- ①評議員の定数を「理事の定数の2倍を超える数」から「理事の定数を超える数」に引き下げ
- ②理事と評議員の兼職の解消

改正後

理事



(平均)		
6.7人	①現員を維持	

評議員



(平均)	①理事の定数を超える数を確保
12.0人	

※法律上求められる数（理事の定数を超える数）

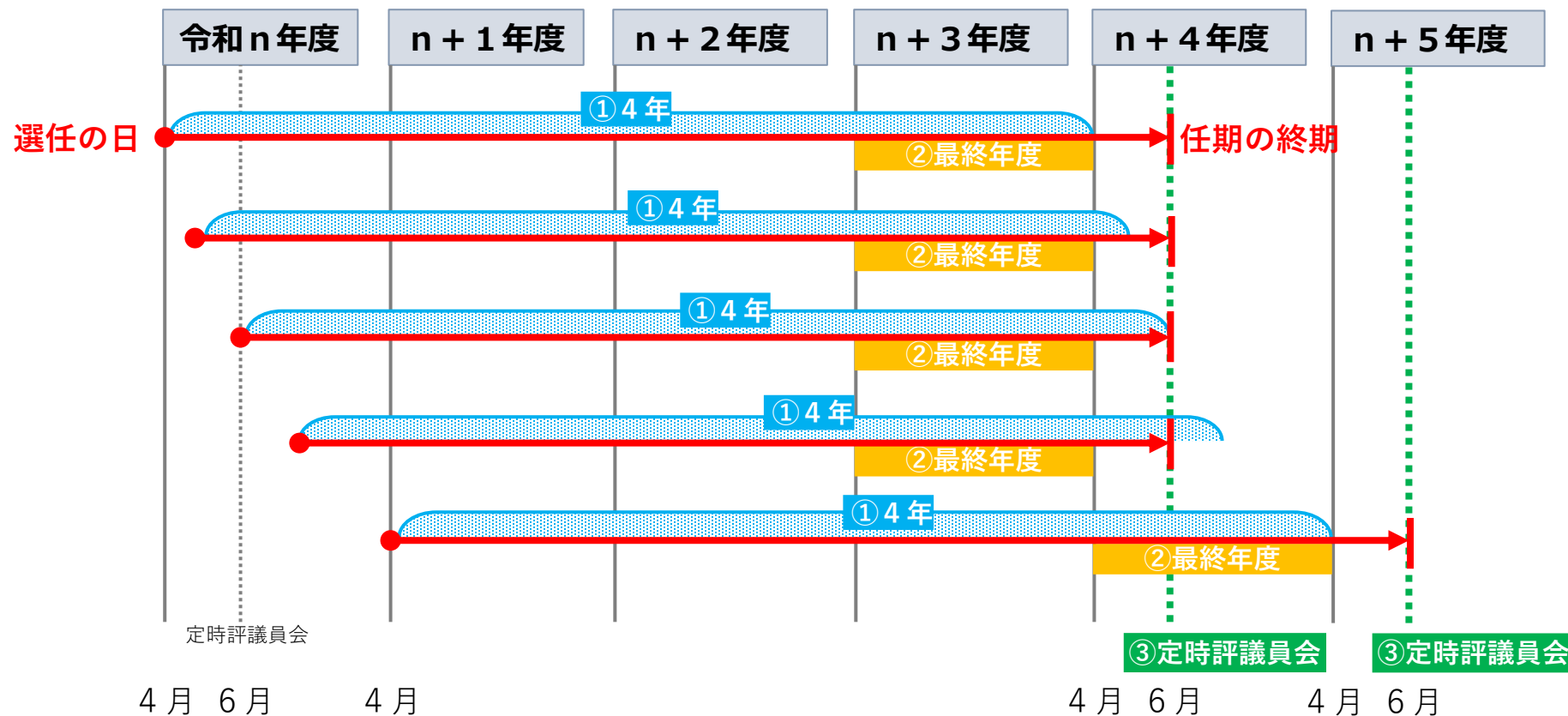
- ②兼職者は評議員を辞して、理事職に専念
※理事職を辞して、評議員職に専念することも可能

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

- （１）任期は、**選任後寄附行為で定める期間**① **以内に終了する会計年度のうち最終のもの**② **に関する定時評議員会の終結のとき**③まで
- （２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】



学校法人において新制度開始までに必要な対応【大臣所轄学校法人の例】

※施行日を令和7年4月1日と仮定した場合

【文部科学省】

【学校法人】

改正法公布後、文部科学省による説明会を適宜開催し、法改正の内容や政省令案について周知

令和6年

1月頃 (P)

政省令、寄附行為
作成例の改正等

寄附行為変更等の検討

令和7年

1月頃

寄附行為変更の申請

寄附行為変更認可

その他必要な対応
(内部統制事項の決定、評
議員の報酬基準策定等)

4月

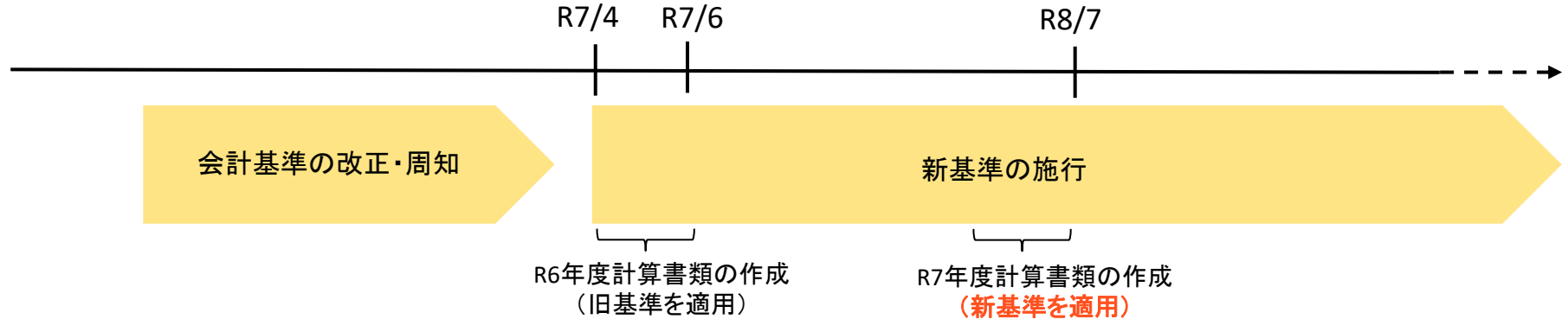
施行

理事・監事・評議員・会計監査人の人選・選任

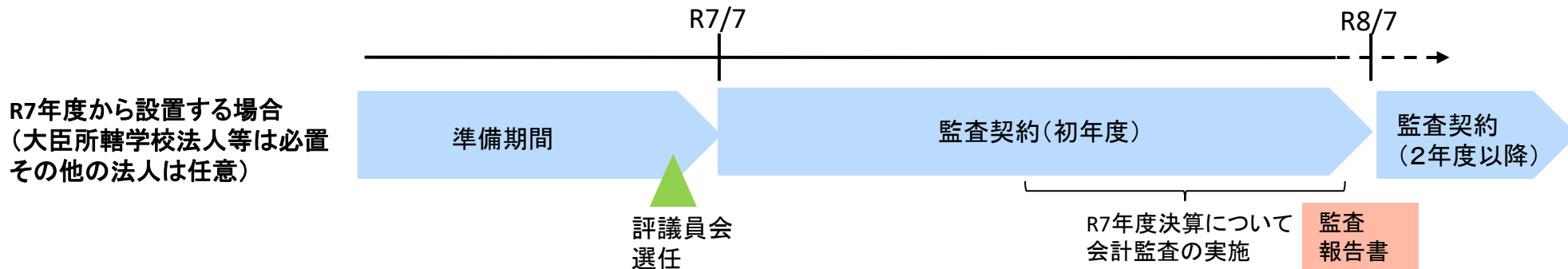
会計基準・会計監査人に係るスケジュール（イメージ）

※法律の施行日を令和7年4月1日と仮定した場合

1. 会計基準 令和7年度から新基準を適用



2. 会計監査人 大臣所轄学校法人等 : 令和7年度から必置 上記以外の知事所轄法人: 令和7年度から任意設置



学校法人のガバナンス改革に関するQ&A（令和5年1月版）

「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」を更新しました。

今回の私立学校法の改正に関してこれまで寄せられた御質問に対して、文部科学省の考え方を示したQ&A「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」を、文部科学省ホームページにて公表しています。

この度、この「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」を**令和5年1月版として更新**しましたので、御活用ください。

「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A（令和5年1月版）」のURLはこちら ↓

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html



※こちらのQRコードからも御確認いただけます→